

仕 様 書 (案)

1 件名

あぎぶ達人ラボ運営業務支援委託

2 目的・業務概要

本委託は、麻布地区を「知る」、「伝える」ことで、区民等が地域に関心をもち、愛着が持てることを目指すあぎぶ達人ラボ運営業務を円滑に行うことを目的とする。

受注者は、麻布地区の歴史、文化等、麻布の魅力を区民等に広く伝える公開セミナーを開催する。また、平成21年度から平成29年度までのあぎぶ達人倶楽部講座修了生で構成される「あぎぶ達人ラボ」の活動の機会を創出することで、これまで学んできた麻布の魅力を伝えることやまち歩きが自主的にできるよう支援する。

3 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 履行場所

区有施設及び受注者作業場等

5 業務内容

(1) セミナー等の企画提案及び実施

ア 区民等向けに麻布の魅力を伝えるセミナー等の内容について企画提案し、年間2回以上開催する（開催は、夜間・休日を含む）。

イ アの企画に当たっては、1回は麻布図書館等との連携事業とし、相手方との連絡調整を十分にを行い、協力し合って実施する。

ウ アの実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、必要な措置を講じること。

エ 会場は区有施設（麻布区民ホール等）での開催とし、予約は発注者が行う。

オ セミナー等は、歴史上の一時点に焦点をあてるなど、区民等が関心をもち、参加者が麻布の魅力を学ぶことができる内容とすること。

カ 講師は、麻布地区の歴史や文化等、地域の特色に造詣の深い講師とし、受注者が講師及び関連する機関等と連絡調整を行うこと。

キ セミナー等で配布するテキスト、資料等がある場合は必要部数用意すること。

ク セミナー等の開催に必要な機材、案内表示を準備し、会場設営及び撤収を行うこと。

ケ テキスト、資料、チラシ、ポスター、講師連絡、謝礼等、セミナーの開催に必要な経費については受注者の負担とする。

コ 企画及び事業案、経過及び結果について適宜協議又は報告すること。

(2) あぎぶ達人ラボの活動支援

ア 発注者との協議を踏まえ、令和3年度末には、あぎぶ達人ラボ（以下「ラボ」という。）のメン

バーが地域コミュニティ活動等で主体的に活動ができるよう、ラボの活動の場や主体的取組につなげる具体的な提案と支援策についての計画書を、年度当初に提出する（計画は、夜間・休日を含む）。計画は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、必要な措置を講じた提案とすること。

- イ 区民・地域団体・企業・大学・NPO 等との連携・協働を出来る限り行い、講座の内容に反映できるように提案し、実施すること。
- ウ ラボのメンバーが参加する講座等について、具体的内容の企画・準備、講師等の手配、必要物品の用意、当日の運営および進行等を行うものとする。講座の開催方法は参集及びオンラインによる形式とし、別表1に示すリモート会議ツールのいずれかを使用するものとする。なお、受注者は、発注者及び参加者が、オンラインによる講座への参加が可能な環境を整備すること（発注者への機器の貸与、発注者及び参加者のリモート会議ツールの使用に関するサポート等を含む）。

【別表1】リモート会議ツール

	名称
1	Zoom
2	Microsoft Teams

- エ 麻布地区総合支所地域事業参加者とラボのメンバーの双方向の交流や麻布地区地域情報紙「ザ・AZABU」の記事をラボのメンバーが執筆する際に、必要な助言及び支援を行う。
 - オ ラボのメンバーが企画、案内するまち歩きを、区民等を対象に実施する。
 - カ まち歩き等屋外で活動を実施する場合には、参加者の安全を第一に考慮し関係機関や施設等と事前に調整する。また、発注者と協議の上、必要な場合には傷害保険に加入する。
 - キ 主体的な取り組みとして、ラボのメンバーが5（1）のセミナーの運営に携わり、これまでの活動の成果を発表できるように支援する。
 - ク 平成21年度から平成29年度までのあざぶ達人倶楽部講座受講生が作成したマップをわかりやすく再編集する。
 - ケ 港区及び他自治体の先進的な地域コミュニティの取組事例を適宜ラボメンバーへ情報提供する。
 - コ その他、ラボの活動に対して、様々な助言・支援を行う。
- (3) 広報及び参加者の募集等
- ア 5（1）のセミナーや（2）ウのまち歩きの内容決定後、参加を喚起するポスター及びチラシのデザインイメージをつくり、レイアウト案を作成し、事業実施の1か月前までに、電子データ（PDF）で、港区指定場所に納品する。
 - イ 参加申込方法は、発注者と協議の上決定し、募集にかかる問合せ及び参加申込の受付先は受注者とする。
 - ウ セミナーやまち歩きの参加者募集、ラボが自主活動等を行う時には、SNS等を活用して情報発信をする。また、セミナーやまち歩きの参加者募集に当たっては、参加の喚起につながるアプローチ方法を検討し、実施する。

(4) 企画書、事業報告書の提出

- (1)、(2)ともに、事業報告書を発注者と協議の上、上半期（4月から9月まで履行分）、下半

期（10月から3月まで履行分）の2回に分け提出すること。また、電子データについては、ワード、エクセル又はPDFで作成し、CD-R又はDVD-Rにより提出すること。

6 業務実施体制

（1）業務実施体制の整備

ア 要員の配置

本業務を遂行するに当たり、業務責任者、従事者等の要員を業務量の変動に応じて適正数配置し、効率的かつ効果的運営が可能な体制を整備し、正確で迅速な業務処理を行えるよう努めること。

イ 要員教育

業務等を遂行する上での接遇及びスキル等、本業務の遂行に必要な知識及び能力を習得させるため、受注者の責任において要員教育を実施すること。

ウ 業務責任者等の責務

（ア）業務責任者

- ① 受注者は、業務の円滑な実施を図り、業務全体を総合的に把握し、調整することができる業務責任者を配置すること。
- ② 業務責任者は、受注業務全体の管理、進捗状況の管理、実績の管理・分析、業務の改善、従事者の育成、研修計画の作成、リスク管理及び発注者への報告等を行うこと。
- ③ 契約上の疑義が生じたとき、又は緊急に対応すべき事態が発生した場合は、発注者と協議すること。

（イ）従事者

- ① 受注者は、6（1）イの要員教育を事前に受け、5（1）、（2）及び（3）の委託業務の内容を理解し、正確かつ迅速な事務処理が可能である者を従事者として配置すること。なお、業務が滞らないよう適切な人員配置を行うこと。
- ② 従事者は、5（1）、（2）及び（3）の委託業務の内容に定める業務を行うこと。ただし、事務処理等の際、発注者から直接指示・命令を受けてはならない。
- ③ トラブル発生時には、業務責任者への報告・引継ぎを行うこと。

（2）従事者名簿

受注者は、業務従事者名簿を作成し、あらかじめ発注者に提出すること。変更が生じた場合は、速やかに発注者に報告し、名簿の変更を行い、発注者に提出すること。

7 成果品

- （1）ラボ活動支援計画書 A4版（一部カラー）3部
- （2）事業報告書 A4版（一部カラー）3部
- （3）（1）（2）の電子データ一式（CD-R又はDVD-R）

8 著作権の帰属

受注者は、6に定める本委託業務に係る成果品のうち、（1）について、発注者の提示した仕様に基づいて創作した著作権は発注者に譲渡するものとする。ただし、写真等の素材で、他に著作権を有している者がいるときは、著作権者の承認を得ることとし、発注者への譲渡はないものとする。

9 支払方法

業務履行確認後に一括にて支払うものとする。

10 受注者の責務

- (1) 受注者の責務において、区民、業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上、適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は、受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、予定技術者その他本業務に関わるものに対し、港区個人情報保護条例の趣旨及び内容の周知徹底を図ること。
- (5) 受注者は、本業務に関して知り得た事項について、本業務以外に使用することを禁じる。
- (6) 受注者は、業務その他により知り得た秘密、個人情報及び資料について、十分な情報管理及びセキュリティ対策を行うとともに、これを他に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。業務終了後、これらの情報についてはシュレッダーで破棄し、電子データは消去すること。
- (7) 受注者は、個人情報について、別紙個人情報保護に関する特記事項を遵守しなければならない。
- (8) 本業務で利用するパソコンには、最新のウィルス検知ソフト及び、ファイヤーウォールを導入すること。また、ウィニーなどのファイル交換ソフトを導入しないこと。
- (9) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (10) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (11) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成9年港区条例第42号）第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (12) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。

11 「環境により良い自動車利用」について

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成21年3月27日付改正20環車規第837号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

12 その他

- (1) 受注者は本仕様書に記載する事項のほか、必要に応じ、本業務に関連する調査を行い、資料を作成し、報告すること。
- (2) 業務実施に当たり、受注者が必要とする資料等については、事前に申し出るとともに、担当者と協議すること。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項及び業務内容に疑義が生じたときは、速やかに発注者と受注者
とで協議の上、決定する。

13 担当

港区麻布地区総合支所協働推進課地区政策担当

電話 03-5114-8812

FAX 03-3583-3782